

ホーム
Home

相続税相談所
Inheritance Tax Q&A

公益法人の皆様
For PBCs

取扱業務
Business outline

セミナー情報
Seminar

執筆・著作物
Publication

事務所概要
About us

お問い合わせ
Contact us

公益法人の皆様

平田久美子税理士事務所 > 公益法人の皆様

公益法人を設立されている方、これから設立をご検討されている方のお役に立つような情報を連載しております。
都度更新しておりますので、是非ご一読頂ければと思います。ご不明点やご質問がございましたら、お気軽にご相談ください。

No.1

移行期間が終了した公益法人制度改革の今後

平成20年12月1日に施行された公益法人制度改革関連三法により、それまでの社団・財団法人は同日をもって特例民法法人となり、平成25年...

No.2

収支相償について

公益社団・財団法人のみならず、5月6月は理事会や総会・評議員会の準備・開催などでお忙しいことと思います。そしてそれら...

No.3

公益目的事業比率について

公益法人の財務3基準の中では、NO. 2でご説明した収支相償に比べると公益目的事業比率（50%以上）は抵触することが少ない基準ですが...

No.4

遊休財産額の保有制度について

遊休財産額の保有制限とは、流動資産や未利用・低利用の固定資産の保有に一定の上限を設けて、公益事業目的に沿った効率的な資産の利用...

No.5

費用の配賦について

今回は、各会計区分に共通して発生する費用の配賦について、簡単に解説します。共通費用をどのように配賦するかで、収支相償・公益目的...

No.6

収支相償の剰余金の解消期間が1年延長に

内閣府公益認定等委員会「公益法人の会計に関する研究会」から、「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」が平成27年3月に...

No.7

法人会計区分を設けないことも可能に

新公益法人制度では、法人運営に必要な費用およびその費用を賄うための収益を、法人会計として区分して表示することが求められるように...

No.8

監事監査について

多くの公益法人が27年度決算に係る業務で忙しい時期に当たり、改めて監事監査について考えてみたいと思います。新しい公益法人制度に...

🖨 このページを印刷する

